

山梨県公報

第千六百八十七号

平成十八年

八月三日

木曜日

目次

町村に係る公平委員会の事務の受託の廃止	五八三
一部事務組合に係る公平委員会の事務の受託の廃止(二件)	五八三
換地計画の適当決定	五八三
換地計画の決定	五八三
道路の区域変更(三件)	五八四
建築基準法に基づく道路位置指定(二件)	五八四
落札者等の決定について	五八五
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請(二件)	五八五
開発行為に関する工事の完了について	五八六
一般競争入札について	五八六
正誤	五八七
平成十八年三月三十一日付け号外第二十四号中	五八七
平成十八年七月二十日付け第千六百八十三号中	五八七

告示

山梨県告示第四百十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十四第二項の規定により、平成十八年八月一日に東八代郡芦川村に係る公平委員会の事務の受託を廃止した。
平成十八年八月三日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県告示第四百十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十四第二項の規定により、平成十八年八月一日に新倉外三字施業区恩賜県有財産保護組合に係る公平委員会の事務の受託を廃止した。

平成十八年八月三日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県告示第四百十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十四第二項の規定により、平成十八年八月一日に東八代広域行政事務組合に係る公平委員会の事務の受託を廃止した。
平成十八年八月三日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県告示第四百十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第一項の規定により、北杜市長から認可申請のあった日野地区の換地計画を適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。
なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し出ることができる。

平成十八年八月三日

山梨県知事 山本 栄彦

一 縦覧書類

換地計画書の写し

二 縦覧期間

平成十八年八月三日から同月三十日まで

三 縦覧場所

北杜市役所長坂総合支所

四 異議申出期間

平成十八年八月三十一日から同年九月十四日まで

山梨県告示第四百十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、県営圃場整備事業(明野地区小笠原工区)の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。
なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成十八年八月三日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 縦覧書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧期間
平成十八年八月三日から同月三十日まで
- 三 縦覧場所
北杜市役所明野総合支所
- 四 異議申立期間
平成十八年八月三十一日から同年九月十四日まで

山梨県告示第四百二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成十八年八月二十四日まで一般の縦覧に供する。
平成十八年八月三日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 茅野北杜葎崎線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
北杜市長坂町大字富岡字富岡二八一九番の九一地先から 北杜市長坂町大字富岡字富岡六九番の一 地先まで	八・〇 二二三・〇	六・五 一〇・〇	六四三・〇	六四三・〇

山梨県告示第四百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成十八年八月二十四日まで一般の縦覧に供する。
平成十八年八月三日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 日野春停車場線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
北杜市長坂町大字富岡字富岡六九番の一 地先から 北杜市長坂町大字富岡字富岡一一四番の 一 地先まで	六・〇 二二二・〇	六・〇 一〇・〇	五三三・〇	五三三・〇

山梨県告示第四百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成十八年八月二十四日まで一般の縦覧に供する。
平成十八年八月三日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 横手日野春停車場線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
北杜市長坂町大字富岡字富岡一一四番の一 地先から 北杜市長坂町大字富岡字富岡六九番の一 地先まで	六・〇 二二二・〇	六・〇 一〇・〇	五三三・〇	五三三・〇

山梨県告示第四百二十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二十二号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県中北建設事務所（峡北支所を除

く。)に備え置いて縦覧に供する。

平成十八年八月三日

山梨県知事 山本 栄彦

- 道路の位置
南アルプス市加賀美字古河原三二一九番四、三二二三番四
- 道路の幅員
最大四・九〇メートル 最小四・五五メートル
- 道路の延長
三三・七八メートル

山梨県告示第四百二十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十八年八月三日

山梨県知事 山本 栄彦

- 道路の位置
笛吹市石和町広瀬字前田五五番四、五七番六
- 道路の幅員
五・〇メートル
- 道路の延長
三三・九五メートル

公 告

● 落札者等の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十八年八月三日

山梨県知事 山本 栄彦

- 落札に係る借入物品等の名称及び数量
山梨県新財務会計システム用サーバ機器等(第三期) 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
山梨県企画部情報政策課 山梨県甲府市内一丁目六番一号

三 落札者を決定した日
平成十八年七月四日

四 落札者の氏名及び住所
NTTファイナンス株式会社横浜支店 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町二丁目二十番二号

五 落札金額
月額 百六十一万七千五百円

六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

七 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日
平成十八年五月二十五日

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十八年八月三日

一 申請のあった年月日 平成十八年七月十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人 五湖の会

2 代表者の氏名 三浦雅子

3 主たる事務所の所在地 南都留郡富士河口湖町船津四千三百三十四番地三

4 定款に記載された目的

この法人は富士北麓地域を中心とした地域住民、精神障害者及び精神障害者をかかえる家族に対して、正しい精神保健福祉思想の体得に関する事業、精神障害者の社会参加と家庭での健全な生活を守る事業、日常生活上の援助を必要とする者に対する住居及び日常生活の援助を提供し、精神障害者地域生活援助事業(以下「グルーピングホーム」)等を行い、精神障害者の社会復帰対策の充実と自立に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成十八年七月二十日から同年九月十九日まで

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県公報 第千六百八十七号 平成十八年八月三日

五八五

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十八年八月三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 申請のあった年月日 平成十八年七月十一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人スペースふう
 - 2 代表者の氏名 永井寛子
 - 3 主たる事務所の所在地 南巨摩郡増穂町天神中条百七十七番地
 - 4 定款に記載された目的
この法人は、リサイクル品・無添加食品を提供することで大量消費・大量廃棄の生活を見直し、食の安全性について考えるきっかけづくりを提供するとともに、環境、福祉、教育、文化の活動を通して地域社会のコミュニケーションを図り、地域活性化の一翼を担うことを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成十八年七月十二日から同年九月十一日まで

● 開発行為に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成十八年八月三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
笛吹市御坂町成田字梨子ノ木一八、一一八の二、一一八の三、一二五の二、一三一、一三三、一四三の八、一四三の二、一四三の四八、一四三の五〇、一四九の二、一五一の二及び一五一の三並びに字北新居一六三、一六三の二、一六三の三及び一六五の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目六十番五号 株式会社サーフビレッジ 代表取締役 播野裕史

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十八年八月三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 一般競争入札に付する事項
 - 1 購入物品等の名称及び数量
住宅用火災警報器 五千七百九十個
 - 2 購入物品等の仕様等
入札説明書で定める内容等であること。
 - 3 納入期限
平成十九年二月二十八日
 - 4 納入場所
知事が指定する場所（県営住宅の各住戸）
- 二 一般競争入札の参加資格
 - 1 平成十八年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成十八年山梨県告示第百九十四号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。
 - 2 この公告に示した物品等を確実に納入できると知事が判断した者であること。
 - 3 納入する物品等に係るアフターサービスを知事の求めに応じて速やかに提供できる者であること。
 - 4 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- 三 入札手続等
 - 1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県出納局 管理課調度担当 電話〇五五 二二三 一三九五
 - 2 入札説明書の交付方法
この公告の日から平成十八年八月二十二日（火）までの山梨県の休日を含め、例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで三の1の交付場

所において交付する。

3 入札参加資格確認申請書の提出方法

この公告の日から平成十八年八月二十五日（金）までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までに山梨県出納局管理課調度担当に持参すること。

4 入札及び開札の日時及び場所

平成十八年九月十五日（金）午後二時 山梨県県民情報プラザ（山梨県甲府市丸の内一丁目八番五号）二階会議室

5 郵送による入札書の受領期限及び場所

平成十八年九月十四日（木）午後五時までに山梨県出納局管理課調度担当（郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）に必着すること。

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

8 落札者の決定方法

規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

四 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札保証金

入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納付しなければならない。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

3 契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納付しなければ

ならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 契約書作成の要否

5 その他

詳細は、入札説明書による。

Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured

Home Smoke Detectors, 5,790 units

2 Date and time for tender

2:00PM September 15, 2006

3 Bureau in charge

Procurement Section, Management Division, Treasury, Yamanashi Prefectural

Government 6-1 Marunouchi 1-chome Kofu-shi Yamanashi-Ken 400-8501 JAPAN

TEL 055-223-1395

正 誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

平成十八年三月三十一日山梨県選挙管理委員会規程第一号（山梨県選挙管理委員会規程及び山梨県選挙事務取扱規程の一部を改正する規程）

一 上 終わりから三行目から二行目の間に次のように加える。

目次中「及び地方事務局」を削る。
「第五章 事務局及び地方事務局」を「第五章 事務局」に改める。

同 下 四 第二十九条

同 七 別表第二中

第二十九条中「第二十七条」を「第二十四条」に改め、同条を別表第二中「第三十一条関係」を「第二十八条関係」に改め、

平成十八年七月二十日山梨県告示第百九十一号（建築基準法に基づく道路位置指定）

五五〇 下 終わりから七 北側

北川

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニ子印刷 甲府市北口二丁目六番